



喜多方市市民活動支援センター つながる～むロッカー

利用の手引き

市内で市民活動^(※)やサークル活動などを行っている団体を対象に、活動に必要な書類や道具などを保管するためのロッカーです。

さまざまな活動がより活発に、より便利に行えるよう、喜多方市市民活動支援センターの機能の一つとして設置しています。

この手引きをよくご覧いただき、ルールとマナーを守ってご活用ください。

※市民活動…市民が主体となって自主的に行う公益的な活動で営利を目的としないもの。

制度や公的なサービスの手が届かないことや、社会的な課題などに自分自身が気づき、それを解決するために自主的に行動することで、自分だけでなく地域やそこに住む人たちのためにもなるような活動などのこと。

喜多方市市民活動支援センター

(運営:NPO 法人喜多方市民活動サポートネットワーク)

1. 利用できる団体

■ 市民活動やサークル活動等を行なっている団体で、以下の条件を満たしていること。

- ・喜多方市内で活動している。
- ・営利を目的としていない。
- ・宗教や政治に関する活動を主たる目的としていない。
- ・反社会的勢力や反社会的勢力と関わりがある団体ではない。
- ・喜多方市市民活動支援センターの登録団体^(※)

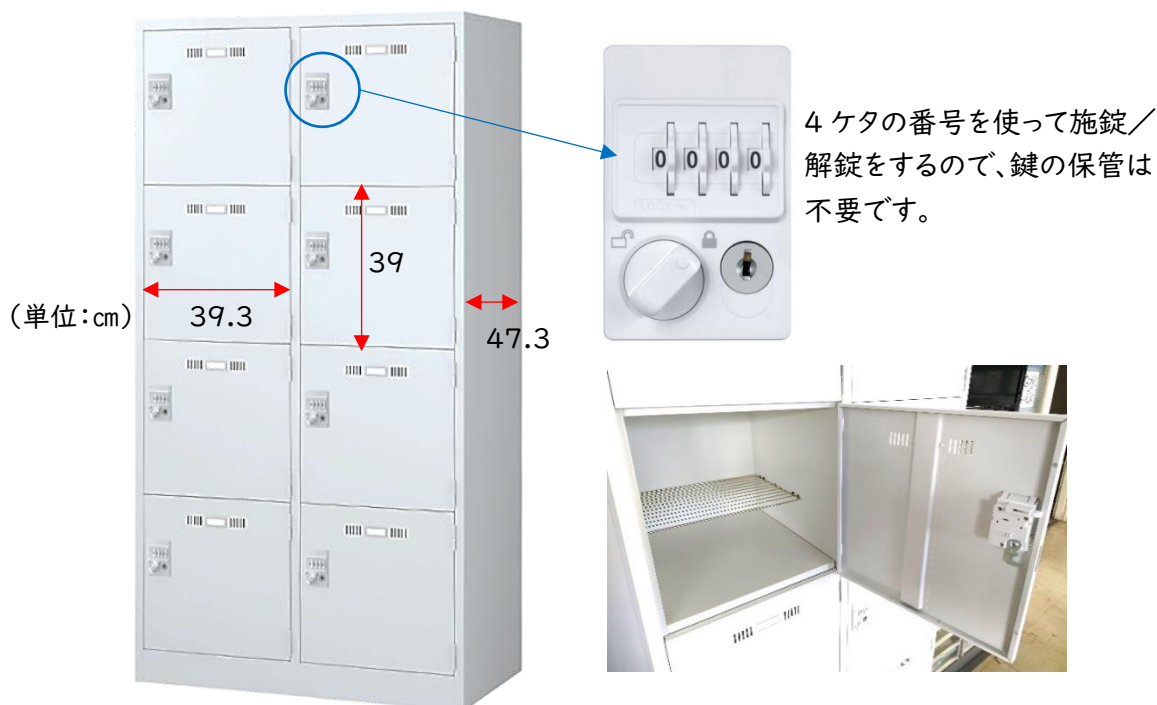
↳ 未登録の団体は登録の手続きを行なってください。

※登録団体… 喜多方市市民活動支援センターに団体情報を登録している団体。
「団体調査票」に記入していただくだけで登録することができます。
登録団体にはセンター発行の広報紙や講座・イベント等のお知らせの送付、ホームページで団体情報の公開（希望する場合）、その他活動のお手伝いなどを行っています。登録料や年会費などの費用は一切かかりません。
登録の手続きはセンタースタッフまでお問い合わせください。

2. ロッカーの概要

- 設置場所 喜多方市市民活動支援センター フリースペース「つながる～む」
〒966-0806 喜多方市字水上 6846（喜多方市厚生会館内）
- サイズ 幅 39.3 cm × 奥行 47.3 cm × 高さ 39 cm（1区画）
- 区画数 8区画
- 機能 ダイヤル錠、網棚1つ付属

※鍵については「7. 利用にあたっての注意事項」をご覧ください。



3. 利用時間

■ 9:00～18:00

- ・つながる～むがオープンしている間は自由にご利用いただけます。
- ・つながる～むは 18:00 で施錠されますが、18:00～22:00 までの間にロッカーを利用したい場合には、厚生会館事務室のスタッフに声をかけてください。
- ・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。

4. 利用期間

■ 原則 1 年間(4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)

- ・年度ごとに利用団体を募集します。引き続き利用も可能ですが、その際は改めて申し込みをする必要があります。

■ 団体の都合により年度途中で利用を中止することもできます。

- ※「8. 利用の中止について」「6. 利用料金」をご覧ください。

■ 空きがあれば年度途中から利用を開始することもできます。

- ※「5. 利用申込の手続きについて」をご覧ください。

5. 利用申込の手続きについて

■ 所定の申し込み用紙に必要事項をご記入のうえ、喜多方市市民活動支援センター(喜多方市厚生会館内)に直接ご提出ください。

- ・申込用紙は市民活動支援センターにあります。スタッフにお声がけください。
- ・原則 1 団体 1 区画ですが、空きがある場合は複数区画の利用も可能ですので、ご相談ください。
- ・利用区画の指定はできません。

■ 登録団体以外の方は、先に登録の手続きを行ってください。

- ・登録するためには「団体調査票」への記入をお願いいたします。
(活動分野、活動目的・内容、活動状況、代表者氏名・連絡先 等)
- ・団体の活動内容等がわかるパンフレットやチラシなどがありましたら、一緒に提出してください。

■ 毎年 3 月に次年度の利用団体募集を行います。募集期間は広報紙やホームページ等でお知らせいたします。期間内にお申し込みください。

- ・応募者多数の場合は、抽選で利用団体を決定します。また、定数に満たない場合には、引き続き募集いたします。
- ・利用の可否については後日通知を郵送いたします。内容をご確認のうえ、所定の手続きを行ってください。

6. 利用料金

■ 1区画 200円/月（年額2,400円）

- ・1年分を前納とします。指定の期日までに、センターへ現金でお支払いください。
- ・途中で利用を中止する場合には、利用を中止した月以降の料金は返金いたしません。

7. 利用にあたっての注意事項

■ ロッカー内には危険物、生鮮物、強い匂いのするもの、水分の出るもの等、他の利用者の迷惑になるようなものは入れないでください。また、現金や貴重品などの保管もご遠慮ください。

- ・ロッカー内物品の盗難、紛失、破損等について一切の責任を負いかねます。

■ 扉の開閉は優しく行なってください。また、常に清潔に保ってご利用ください。


- ・故意による破損や着色等の行為があった場合、修理代の請求をさせていただきます。

■ 決められた区画以外の場所（ロッカーの上や横など）には荷物を置かないでください。無断で置いた場合には撤去いたします。


■ ロッカーは施錠できます。施錠/解錠は4ケタの暗証番号を使って行います。

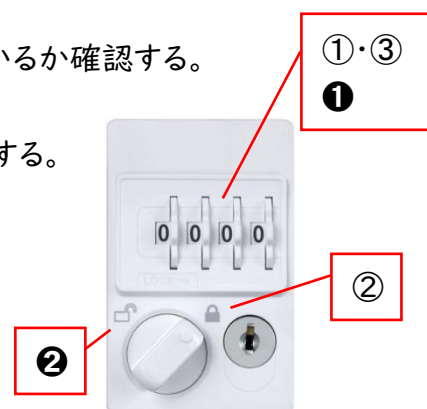
- ・暗証番号は団体でしっかり管理してください。団体関係者以外には教えないようご注意ください。
- ・無断で暗証番号の設定変更はしないでください。無断で設定変更を行い、扉が開かなくなった等の場合には、開錠のための費用を負担していただきます。

【施錠方法】

- ①扉を閉めて、ダイヤルが設定した暗証番号になっているか確認する。
- ②ツマミをロック  の位置に合わせる。
- ③ダイヤルを回して、設定した暗証番号以外の数字にする。

【解錠方法】

- ①ダイヤルを回して設定した暗証番号に合わせる。
- ②ツマミをオープン  の位置に合わせる。
- ③扉を開ける。



■ 管理運営上必要があると認めた場合、ロッカーの中身を確認させていただく場合があります。

■ サービス向上のために、アンケート等を実施する場合がありますのでご協力ください。

8. 利用の中止について

- 1 年間の利用期間が終了し、次年度以降ロッカーを利用しない場合には、3 月中に利用中止届をセンターへ提出してください。
 - ・次年度も継続して利用したい場合には、改めて利用申込が必要です。自動更新ではありません。
 - ※「5. 利用申込の手続きについて」をご覧ください。
- 年度途中で利用を中止する場合には、利用を中止する 1 か月前までに利用中止届をセンターへ提出してください。
- 以下のいずれかに該当する場合には、利用を取り消いたします。
 - ・団体が解散または活動休止となったとき。
 - ・料金未払いの場合。
 - ・利用のルールを守らず、改善もされない場合。
- 利用期間満了、または利用が取り消されたときは、速やかに荷物を搬出してください。その際、ロッカー内部の掃除をし、原状回復して返却してください。
 - ・喜多方市厚生会館の掃除用具（ほうき・ちりとり）をご利用いただけます。拭き掃除用のタオルはご持参ください。またゴミは各自お持ち帰りください。

お問い合わせ先

喜多方市市民活動支援センター
(運営:NPO 法人喜多方市市民活動サポートネットワーク)

〒966-0806

喜多方市字水上 6846 喜多方市厚生会館内

TEL・FAX／ 0241-22-0603

メー ル／ info@shienter-center-kitakata.jp